

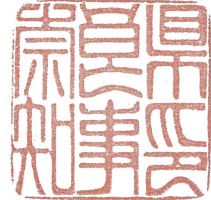
産業廃棄物処分業許可証

住所 奈良県高市郡明日香村大字雷366番地の3

氏名 株式会社島田工務店
代表取締役 島田 昌則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

奈良県知事 山下 真



許可の年月日 令和 7年10月 1日

許可の有効年月日 令和12年 9月30日

1. 事業の範囲

事業の区分
中間処理業（破碎）

取り扱う産業廃棄物の種類
木くず

※水銀使用製品産業廃棄物を除く 以上1種類

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類 : 木くずの破碎施設
施設の設置場所 : 奈良県天理市福住町4314番、4316番、4317番3、4318番1
設置年月日 : 令和7年8月13日
処理能力 : 99.92ト/日
許可年月日及び許可番号 : 令和7年3月13日付け第25-1号

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 7年10月 1日 新規許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

奈良県高市郡明日香村大字雷366番地の3
株式会社島田工務店 殿

令和7年8月25日付けで許可申請のあった産業廃棄物処分業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、次のとおり許可します。

令和7年10月1日

奈良県知事 山下 真



1 事業の区分、取り扱う産業廃棄物の種類等

事業の範囲	事業の区分	中間処理業（破砕）
	取り扱う産業廃棄物の種類	木くず ※水銀使用製品産業廃棄物を除く 以上1種類
許可番号		0 2 9 2 4 1 9 5 1 3 2
許可の有効年月日		令和 1 2 年 9 月 3 0 日

留意事項

- 1 事業の運営にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するとともに、関係法令所管部局の指示に従うこと。
- 2 事業の範囲を変更しようとするときは、事前に連絡のうえ指示を受けること。
- 3 許可を更新する場合は、許可の期限の3か月前に連絡のうえ、定められた手続きをすること。
- 4 住所、名称、役員、事務所、事業の用に供する主要な施設、施設の設置場所、構造・規模等を変更したときは、速やかに定められた手続きをすること。
- 5 事業場ごとに帳簿を備え、毎月末までに前月分の法に定められた事項を記載し、1年ごとに閉鎖し、その後5年間は保存すること。
なお、業務報告等はこの帳簿に基づき行うこと。
- 6 処理施設の所在地は、奈良県天理市福住町4314番、4316番、4317番3、4318番1

(教示)

内容については裏面のとおり

(教 示)

1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に環境大臣に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に奈良県を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます（訴訟において奈良県を代表する者は、奈良県知事となります）。

なお、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、この処分について上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、その期間内であってもその裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。